

2016年1月25日 全8頁

# 消費者契約法改正に向けた「報告書」

## 消費者契約法専門調査会報告書について

金融調査部 主任研究員  
堀内勇世

### [要約]

- 2015年12月、消費者委員会の消費者契約法専門調査会が「消費者契約法専門調査会報告書」をまとめた。2016年1月、消費者委員会はこの報告書を受けて「答申書」を内閣総理大臣に提出した。
- この報告書及び答申書は、消費者契約法の改正につながる動きである。
- この報告書では、法改正すべき事項として、事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消を認める規定を新設することなどを提案している。これを受けて消費者契約法の改正法案が、早ければ現在開催中の通常国会（第190回国会）に提出される可能性があるだろう。
- なお、この報告書では、今後の検討課題とされた事項も多く掲げられている。また、この点につき答申書では、さらなる検討を進め、「できる限り早く答申を行う」ことが述べられている。

## I. 最近の動向

消費者委員会の消費者契約法専門調査会が、2015年（平成27年）12月に、**消費者契約法**の改正に関連する、「**消費者契約法専門調査会報告書**」（以下、**報告書**）<sup>(注1)</sup>をまとめた。これは、2015年8月に取りまとめられた「**中間取りまとめ**」<sup>(注2)</sup>を基にさらに検討を進めたものである。

（注1）消費者契約法専門調査会報告書は、消費者委員会の以下のウェブサイト参照。

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2016/index.html>

（注2）中間取りまとめについては、以下のレポートも参照。

- ・「消費者契約法改正に向けた『中間取りまとめ』」（2015年9月16日、堀内勇世）

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150916\\_010126.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150916_010126.html)

そして、消費者契約法専門調査会報告書の報告を受けた消費者委員会は、2016年（平成28年）1月、「答申書」とともに、内閣総理大臣に提出した。

このあたりの動向は以下の通り。

2015. 8. 7	消費者委員会・消費者契約法専門調査会が「中間取りまとめ」をまとめた。
2015. 12. 25	消費者委員会・消費者契約法専門調査会が「消費者契約法専門調査会報告書」をまとめた。
2016. 1. 5	「消費者契約法専門調査会報告書」、消費者委員会のウェブサイトに掲載。
2016. 1. 7	消費者委員会本会議に、「消費者契約法専門調査会報告書」が報告される。
同日	消費者委員会より、内閣総理大臣に「答申書」を提出。
2016. 1. 8	「答申書」、消費者委員会のウェブサイトに掲載。

## II. 報告書の基本構造

### 1. 報告書の目次

以下は、報告書（消費者契約法専門調査会報告書）の目次の項目を引用したものである。

はじめに
<b>第1 見直しの検討を行う際の視点</b>
<b>第2 速やかに法改正を行うべき内容を含む論点</b>
1. 「重要事項」（法第4条第4項）
2. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型
3. 取消権の行使期間（法第7条第1項）
4. 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果
5. 事業者の損害賠償責任を免除する条項（法第8条第1項）
6. 不当条項の類型の追加／消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）
<b>第3 上記以外の論点</b>
1. 「勧誘」要件の在り方（法第4条第1項、第2項、第3項）

2. 不利益事実の不告知（法第4条第2項）
3. 困惑類型の追加
4. 不招請勧誘
5. 第三者による不当勧誘（法第5条第1項）
6. 「解除に伴う」要件の在り方（法第9条第1号）
7. 「平均的な損害の額」の立証責任（法第9条第1号）
8. 条項使用者不利の原則
9. その他の論点

**おわりに**

## 2. 3つの視点

報告書の「第1 見直しの検討を行う際の視点」の箇所で、次の3つの視点で整理されている旨が記載されている。

- ① 「解釈の明確化で一定の対応ができるものは、解釈の明確化を図る」（このレポートのⅢ 3で解説）
- ② 「解釈の明確化だけでは対応できないものは、規律の明確化に留意しつつ、速やかに法改正を行う」（このレポートのⅢ 2で解説）
- ③ 「①と②のほか、現時点で法改正を行うことについてコンセンサスが得られていないものについては、今後の検討課題として引き続き検討を行う」（このレポートのⅢ 1で解説）

ただし、例えば、報告書の「第2 速やかに法改正を行うべき内容を含む論点」の「2. 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」では、②に当たるもの以外に、③に当たるものも記載されていたりするので、報告書を読むにあたっては注意が必要である。

また、③については、答申書の中で、今後、消費者委員会（実際には消費者契約法専門調査会かもしれない）においてさらなる検討を進め、「できる限り早く答申を行う」ことが述べられているので、この点にも注意が必要であろう。

## Ⅲ. 報告書の概略

ここでは、第一に速やかに法改正を行うべきものとされた事項（このレポートのⅡ 2の②に

該当)、第二に今後の検討課題とされた事項(このレポートのⅡ2の③に該当)、第三に解釈の明確化を図るとされた事項(このレポートのⅡ2の①に該当)につき、主だったものを紹介する。

## 1. 速やかに法改正を行うべきものとされた事項

### (1) 重要事項(消費者契約法4条4項)

現行の消費者契約法4条では、不実告知や不利益事実の不告知による取消(同条1項1号、2項)を、不実告知などが「重要事項」についてされた場合にのみ認めている。そして、「重要事項」は、同条4項で消費者契約の目的となるものの「内容」及び「取引条件」であって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」とであると規定している。

しかし、当該契約の締結を必要とする事情について不実告知を受けた結果、消費者が必要のない契約を締結したという被害なども発生している。

そこで、報告書では、不実告知による取消しに限り、重要事項に「消費者が当該消費者契約の締結を必要とする事情に関する事項」を追加して列挙することとしている<sup>(注3)(注4)</sup>。

(注3) 注1のウェブサイトに掲載されている「消費者契約法専門調査会報告書の概要」には、想定される事例(この法改正で救済されやすくなると予想される事例と、言ってもよいだろう)として、「『床下が湿っており、このままでは家が危ない』と言われ、床下への換気扇の購入・設置の契約を締結した事例」が掲げられている。

(注4) 「重要事項(消費者契約法4条4項)」に関しては、今後の検討課題とされた事項も存在する(このレポートのⅢ2(1)参照)。

### (2) 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

報告書では、事業者が、消費者に対して、過量契約に当たること及び消費者に過量契約の締結を必要とする特別の事情がないことを知りながら勧誘して、契約を締結させたような場合に、取消を認める規定を、新たに設けるとしている<sup>(注5)(注6)(注7)</sup>。

(注5) このような場合の救済は、現行法の下でも、公序良俗(民法第90条)や不法行為(民法第709条)等の一般的な規定でされうる。しかし、これらの規定は要件が抽象的であり、消費者にとって、どのような場合にこれらの規定が適用されるかは必ずしも明らかではないとして問題提起された。

(注6) 注1のウェブサイトに掲載されている「消費者契約法専門調査会報告書の概要」には、想定される事例(この法改正で救済されやすくなると予想される事例と、言ってもよいだろう)として、「呉服店において、事業者が、軽度の認

知症である高齢の女性に対し、老後の生活に充てるべき資産をほとんど使ってしまうほどの量の着物を購入させた事例」が掲げられている。

(注7)「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」に関しては、今後の検討課題とされた事項も存在する(このレポートのⅢ2(2)参照)。

### (3) 取消権の行使期間(消費者契約法7条1項)

消費者契約法に基づく取消権の行使期間について、現行法では、「追認をすることができる時から6ヵ月」(短期の行使期間)、または、「消費者契約の締結の時から5年」(長期の行使期間)としている。

報告書では、このうち、短期の行使期間を1年に延長するとしている。

### (4) 不当条項

現行の消費者契約法には、具体的な条項を無効とする規定として同法8条及び9条が設けられているほか、これらに規定するもの以外の条項が無効となる場合についての包括的な要件を定めた同法10条があり、これが、不当条項に関する受け皿規定としての機能を果たしている。しかし、この10条の要件は抽象的であるため、契約当事者の予見可能性を高め、紛争を予防する等の観点から、具体的な条項を無効とする規定を追加すべきであるという意見を受けて検討が行われ、速やかに法改正を行うべきものとされた事項として報告書では次の2点が掲げられている(注8)。

(注8)「不当条項」に関しては、今後の検討課題とされた事項も存在する(このレポートのⅢ2(3)参照)。

第一に、債務不履行の規定に基づく解除権又は瑕疵担保責任の規定に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項を例外なく無効とする規定を設けるとしている。

第二に、現行の消費者契約法10条にかかる提案がなされている。同法10条は、「民法、商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」とされているが、この前段(波線の部分)はわかりづらい。そこでその前段の例示として、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなすことを挙げるとしている(注9)。

(注9)注1のウェブサイトに掲載されている「消費者契約法専門調査会報告書の概要」には、想定される事例(この法改正で救済されやすくなると予想される事例と、言ってもよいだろう)として、「通販で掃除機を購入したところ、掃除

機が届けられた際にサプリメントが同封されており、契約の中には、継続購入が不要である旨の電話をしない限りサプリメントを継続的に購入する旨の条項が含まれていた事例」が掲げられている。

## 2. 今後の検討課題とされた事項

### (1) 重要事項（消費者契約法4条4項）

報告書では、「重要事項」の規律の在り方について引き続き検討を行うべきであるとしている。

例えば、検討事項として、当該消費者契約の締結が消費者に有利であることを裏付ける事情や、当該消費者契約の締結に伴い消費者に生じる危険に関する事項を列挙することが掲げられている。また、重要事項として条文に掲げられた事項は、単なる例示と位置付けて、条文に掲げられた事項以外の事項も解釈で重要事項に含まれやすくすることなども掲げられている<sup>(注10)</sup>。

(注10)「重要事項（消費者契約法4条4項）」に関しては、速やかに法改正を行うべきものとされた事項も存在する（このレポートのⅢ1(1)参照）。

### (2) 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型

過量契約の場合以外にも、合理的な判断をすることができない事情を利用して不必要な契約を締結させるような事例を類型化して、取消の対象とすることを今後も検討すべきと報告書はしている<sup>(注11)</sup>。

(注11)「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」に関しては、速やかに法改正を行うべきものとされた事項も存在する（このレポートのⅢ1(2)参照）。

### (3) 不当条項

このレポートのⅢ1(4)で掲げられた、速やかに法改正を行うべきものとされた事項以外についても、新たに規定を設けるべき類型がないか、今後も検討すべきと報告書はしている。

### (4) 「勧誘」要件の在り方

現行の消費者契約法4条1項から3項までは、事業者が「消費者契約の締結について勧誘をするに際し」一定の不当な行為をした場合に、消費者が取り消すことができる旨を定めている。現行では原則、ここでいう「勧誘」には、不特定多数向けのもの等（例えば、通常の広告）、「客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思の形成に直接に影響を与えているとは考えられない場合」は含まれないとされている。しかし不特定の者に向けた「広告」等を

見て契約を締結することも多くなり、これによりトラブルに至った事例も見られ、これでは狭いのではないかとの意見が存在する。

この点に関し、報告書は、今後も検討すべきとしている<sup>(注12)</sup>。

(注12)「『勧誘』要件の在り方」は今後の検討課題とされたが、解釈の明確化を図るとされた事項に該当する記載も、報告書には存在する（このレポートのⅢ3(1)参照）。

#### (5) 不利益事実の不告知

不利益事実の不告知（消費者契約法4条2項）による取消に関し、その要件につき議論が存在する。例えば、事業者の主観的要件について、故意要件を削除することや、故意のみならず過失又は重過失により不告知が行われた場合に拡張することが意見として挙がっていた。これらにつき、報告書は、今後も検討すべきとしている。

#### (6) 不招請勧誘

消費者からの要請がないにもかかわらず事業者が一方的に行う勧誘、いわゆる不招請勧誘については必要に応じて検討することが適当と、報告書はしている。

#### (7) 条項使用者不利の原則

契約の条項について、解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、条項の使用者に不利な解釈を採用すべきであるという考え方を、条項使用者不利の原則という。この原則を消費者契約法に定めようとの議論も存在するが、引き続き検討すべきと、報告書はしている<sup>(注13)</sup>。

(注13)「条項使用者不利の原則」は今後の検討課題とされたが、解釈の明確化を図るとされた事項に該当する記載も、報告書には存在する（このレポートのⅢ3(2)参照）。

### 3. 解釈の明確化を図るとされた事項

#### (1) 「勧誘」要件の在り方

現在、「勧誘」に不特定の者に向けたものが含まれない旨を示したと考えられる裁判例がある一方で、含まれることを前提としたと考えられる裁判例もある。そこで、双方を適宜紹介しつつ、必ずしも特定の消費者に対する働きかけでなければ「勧誘」に含まれないというわけではないことを政府（実際には消費者庁ではないかと思われる）が作成する逐条解説に記載するこ

と等により、事業者、消費者、消費生活相談員等に周知するとともに、当面は、現行の規定の解釈や具体的な事案におけるその適用を通じて対応することが考えられると、報告書はしている<sup>(注14)</sup>。

(注 14) 『勧誘』要件の在り方については、今後の検討課題とされた事項も、報告書には存在する（このレポートのⅢ 2 (4) 参照）。

## (2) 条項使用者不利の原則

現行の消費者契約法 3 条 1 項は消費者契約の条項を定める際に明確性に配慮することを事業者の努力義務として定めており、条項使用者不利の原則はその規定の趣旨から導かれることもあるとしている。そこで、逐条解説の同法 3 条の解説において、「ある条項についての解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、当該条項の使用者に不利な解釈を採用することが相当と考えられる具体的な事例を紹介しつつ記載すること等により、事業者や消費者、消費生活相談員等に周知することが適当である」と、報告書はしている<sup>(注15)</sup>。

(注 15) 『勧誘』要件の在り方については、今後の検討課題とされた事項も、報告書には存在する（このレポートのⅢ 2 (7) 参照）。

## IV. 今後の動向

報告書で速やかに法改正を行うべきものとされた事項（このレポートのⅢ 1 参照）については、今後、法案化が図られるであろう。早ければ現在開催中の通常国会（第 190 回国会）に、消費者契約法の改正法案が提出される可能性があるだろう。

今後の検討課題とされた事項（このレポートのⅢ 2 参照）については、答申書において、さらなる検討を進め、「できる限り早く答申を行う」ことが述べられているので、検討が再開される可能性もある。

解釈の明確化を図るとされた事項（このレポートのⅢ 3 参照）については、逐条解説へ付加的な記載をすることなどが提案されているので、消費者庁において検討が進められているのではないかと推測している。